

第1章 総論

第1章 総論

1. 1 農村環境計画策定の背景

農業農村整備事業においては、従来、生産性を重視した農業基盤整備が行われてきましたが、平成4年の地球サミット以降における人々の環境に対する関心が高揚し、農業農村においても多様な環境整備についての対応策が更に求められるようになってきました。そこで今後の農業農村整備事業においても、地域性を考慮した総合的で且つ効果的な環境に配慮した対策を講じることが重要となっています。

指宿市は東に錦江湾を隔てて大隅半島と対峙し、北は県都・鹿児島市、西は畑作地帯が広がる南九州市穎娃町と隣接しています。南は東シナ海に臨み、明媚な風光を誇っており、中央部には九州一の大きさを誇る池田湖、南西部には標高924mの薩摩富士の別名で呼ばれる秀峰開聞岳、南部には南国ムード漂う長崎鼻、東部には潮の干満で陸続きになる、環境省のかおり風景百選に認定された知林ヶ島を有しています。

市内には橋牟礼川遺跡や水迫遺跡に代表される歴史的にも貴重な発見のあった遺跡が多くあり、歴史のまちとしても知られています。年間平均気温は、暖流の影響で約19度と高く、温暖で亜熱帯的な気候の地です。

これらの自然・歴史文化などの農村資源は、農村地域の持続的発展を支えていくうえで、極めて重要な社会的共有財産として位置づけられるものです。

農村環境計画は、これらの資源の保全や農村環境保全など農業・農村整備事業の推進を通じての地域に調和した快適な農村環境の創造やコミュニティづくり、あるいはふるさと伝承を次世代へ向けて引き継いでいくものです。

このため、指宿市に於いても地域の特性を活かした農村環境保全のための基本方針や対応策を定めた「農村環境計画」を策定します。

1. 2 農村環境計画の位置づけ

本計画は、「鹿児島県農業農村整備環境対策指針」、「第一次指宿市総合振興計画」、「指宿市環境基本計画」を上位計画として、これらの理念を農業農村整備事業にも適応させ、中長期的視野に立って実施していこうとするものであり、各種事業を実施するための基本構想として位置づけられるものです。

また、本計画は各種事業を計画するにあたって、環境への理解、配慮を促し、農業・農村の振興を図るとともに、農村環境を望ましい方向へ誘導するものです。

1. 3 農村環境計画の内容

本計画は、指宿市の豊かな農村環境を資源として、その環境を保全・再生するために地域の環境特性並びに住民のニーズを的確に把握するとともに、地域の望ましい環境像を明らかにするものです。そして環境保全・再生に対する基本的考え方及び他事業との連携、農業・農村整備事業における基本的対応方策を示すものです。

1. 4 適用範囲

本計画の適用範囲は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき指定された農業振興地域と隣接する地域及びこれらに関連する地域を中心として、農業農村整備事業が展開される区域すべてを対象とします。

即ち、対象範囲は都市計画区域を除く指宿市全域とし、農業農村整備事業で対応可能な地域あるいはこれに関連する区域を対象とするものです。

1. 5 農村環境計画策定手順

(1) 市町村の環境評価に関する事項

①現状把握

既存資料を中心に自然環境及び社会環境、生産環境についてとりまとめます。

②住民意向の把握

既存の住民意向調査結果の分析や聞き取り調査を行い、農村環境に対する保全資源の抽出や意見・要望の把握を行います。

③農村環境に係わる課題の抽出

既存文献や住民意向調査結果の分析結果を基に、自然・社会・生産の各項目毎に農村地域の課題を抽出します。

(2) 地域の整備計画に関する事項

関連上位計画の整理、各種整備計画の整理を行います。

(3) 環境保全の基本方針に関する事項

鹿児島県の環境基本計画、環境対策指針、更に指宿市の総合計画、農業振興地域整備計画等の各種計画と当該農村環境計画との関連を整理し、当該地域における環境保全の考え方、重点施策、住民の環境保全に対する意向等を確認します。

(4) 農業農村整備事業における環境への対応方策に関する事項

自然環境、社会環境、生産環境別に整理された課題に応じて、上記(2)で整理した関連上位計画を参考にしながら、環境保全目標を設定します。

また、地域住民全般の理解を円滑に進めるうえでは、環境保全目標を総合的に表現したキャッチフレーズを作成することが有効です。

(5) 農業農村整備事業における整備計画

整備計画としては、広域的整備計画と地域別整備計画に分けて考えます。広域整備計画では、水環境、生態系等の当該地区全域を対象とする環境要素について、環境保全に関する整備計画方針を整理します。

また地域別整備計画では、指宿市を校区単位で区分し、各地域の環境特性を踏まえた評価に基づいてエリア・ゾーンに区分し、そのゾーニング区分毎に整備計画を取りまとめます。

【検討委員会の設置】

農村環境計画の策定にあたっては、その計画を審議・決定する機関として、学識経験者、地域住民代表者及び行政担当者等で構成する農村環境計画検討委員会を設けて、この計画が地域に対して整合性があるかどうか等、またこの地域に対する課題について意見を添え、この環境計画の評価をしていただき、各市町村の実状にあった魅力的な計画書を作成するものです。

農村環境計画策定手順（全体工程）

